

G-STARTUP 参加規約

株式会社グロービス（以下「グロービス」）が主催するアクセラレーションプログラム「G-STARTUP」に採択された企業（以下「採択企業」）とその起業家（以下「起業家」）、ならびに、ファカルティ・メンター・G-STARTUP 事務局（以下前 3 者を「支援者」と総称します）がユニコーン 100 社を輩出するプラットフォームを共に築くことを目的として、以下の通り定めます

1. 採択企業を支援するため、支援者が知り得た採択企業ならびに起業家の情報は、支援者間でプログラム実施の範囲内で共有されることがあります
2. グロービスは、G-STARTUP 事務局が指定した場所と時間にて起業家向けにワークプレイスとして開放します。ワークプレイスの利用にあたっては、ビル管理会社・グロービスが別途定める利用方法が適用されます。また、G-STARTUP 事務局が特定行為を禁止することがあります
3. プログラム内での採択企業ならびに起業家の禁止事項は以下の通りです
(ア) 暴力団、暴力団員、犯罪歴のあるものが複数加入する組織若しくは公序良俗に反するその他の組織と関係を持つこと
(イ) ハラスメント、ストーカーなどの迷惑行為
(ウ) 特定の政治、宗教団体への加入勧誘、募金、選挙運動その他これに類する活動
(エ) 公序良俗に反する行為
(オ) その他、G-STARTUP 事務局が禁止する行為
4. デモデイで発表もしくは発表を予定する採択企業がプログラム開始からデモデイ終了後半年以内に資金調達目的で採択企業の株式又は潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債その他株式への転換、株式との交換、株式の取得が可能となる証券又は権利）を用いた資金調達を行った場合は、グロービスに通知します。また、グロービスが出資を希望する場合には、前文での総調達額の同額もしくは 5,000 万円のいずれか小さい額まで、グロービスが運営するファンドより前文と同条件で増資に参加できるよう、採択企業はグロービスと協議します

2019 年 8 月 1 日改定